

## 学校法人会計の特徴と企業会計との違い

国や地方公共団体から補助金を交付される学校法人は、文部科学省令に定められた「学校法人会計基準」に基づき会計処理を行うことになっており、「資金収支計算書」「事業活動収支計算書」「貸借対照表」の各計算書類の作成が義務付けられています。

一般的に企業会計は収益を目的とし、仕事の成果を損益計算書や貸借対照表、キャッシュフロー計算書で表し、単年度の期間の事業状況を知ることによって収益力を高めることに利用されます。一方、学校法人会計は収益を求めるのではなく教育研究活動を円滑に遂行されたかどうかを捉えることを目的に行われています。

平成27年度に改正された「学校法人会計基準」は企業会計に近づいた計算書表示となりました。キャッシュフロー計算書と同様な活動区分資金収支計算書の作成、消費収支計算書の代わりとなった事業活動収支計算書は損益計算書に類似しました。

しかし、そうは云っても、学校法人会計と企業会計にはいくつかの点で明らかな違いがありますので以下へ列挙しました。

### (1) 会計の目的が異なる

学校法人会計は学校経営における教育研究活動の健全性の程度を財務面から測定し開示する所にある。企業会計は営利目的の事業活動の成果と財政状態を利害関係者に開示する所にある。

### (2) 財務諸表の体系

学校法人会計における財務諸表は次の通りです。

資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表

企業会計における財務諸表は次の通りです。

損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書

### (3) 資金収支計算書とキャッシュフロー計算書

資金収支計算書は教育研究活動を示した全ての資金の収入と支出を明らかにして、支払資金の顛末をあらわす計算書です。この計算書の特徴は収入と支出を全て現金預金で行われたものとみなして表示し、計算書の末尾に実際は現金預金の収支でない期末未収入金、前期前受金、期末未払金などを資金収支の調整勘定として差引調整計算し、期末現金預金残高を翌年度繰越支払資金として表示する所に特徴があります。

キャッシュフロー計算書は期中の実際の資金の収支を三つの区分に分けて表示して期末資金残高を表示する。

#### (4) 事業活動収支計算書と損益計算書

事業活動収支計算書は計算技術的には企業会計の損益計算書に似ています。

ただし前者は学校法人の事業活動収入と事業活動支出を明らかにして収支の均衡状況を表すものです。後者は獲得した収益とそのために費やした費用を対比して実現した利益を表す。これは両者の会計目的の違いに由来するが、両計算書の本質的な違いを示すのが基本金組入額です。学校の持続的経営のために取得された固定資産を「保持すべき資産」とされ、収入の合計である事業活動収入から控除される。この事業活動収入と事業活動支出との差額として当年度繰越収入超過額又は繰越支出超過額が計算されるが、これは収支の均衡の程度を示すだけで、企業会計の損益の概念と異なるものです。

なお、事業活動収支計算書は貸借対照表の翌年度繰越収入超過額又は翌年度繰越支出超過額の計算内訳になる計算書です。これは企業会計の損益計算書が貸借対照表、資本の部の当期利益の内訳計算書であるのと同じです。

#### (5) 貸借対照表

学校法人会計と企業会計との違いはまず科目の配列法にあります。学校法人の主要な財産は固定資産から構成されているので固定資産から配列される「固定性配列法」が採用されます。企業会計は流動資産から配列する「流動性配列法」を採用する。

もう一つの大きな違いは資産と負債の差額を表示する部分です。企業会計では「資産－負債＝純資産」で、純資産を資本と云います。資本は主として株主から調達された資本と営業活動から得られた利益の累積額である利益剰余金等からなります。

学校法人では「資産－負債＝正味財産」で資本と云う概念はありません。正味財産は基本金と翌年度繰越収入超過額又は翌年度繰越支出超過額との合算額です。つまり正味財産とは次の通りです。

$$\text{基本金} + \text{翌年度繰越収入超過額} = \text{正味財産}$$

$$\text{基本金} - \text{翌年度繰越支出超過額} = \text{正味財産}$$

従って学校法人の貸借対照表で、企業会計の資本相当額を見るとしたら、上記計算式で算出された正味財産が該当します。

なお基本金について云えば、これは資金の留保取引で、同じく資金の留保処理となる減価償却と合わせて、おおむね二重に資金の留保処理を学校法人に求められている事になる。これも営利事業と異なり、学校経営の健全な永続と云う学校法人会計特有の会計処理です。